

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第一六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びに大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会(以下「組織委員会」という。)が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

二、組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その派遣を要請することができることとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案し

て、国の職員を派遣することができることとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

三、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。